措置要件	期間
1 贈 賄	逮捕又は起訴を知った 日から
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が新宿区職員に対する贈 期の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴され た場合	
ア 営業主又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表が見等によいる)	12月以上24月以内
表役員等」という。) イ 役員又はその支店若しくは営業所を代表するもので アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という	9月以上24月以内
。) ウ ア及びイに揚げる者以外のもの(以下「使用人」と いう。)	6月以上18月以内
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	-
ア 営業主又は代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	6月以上18月以内 4月以上12月以内 3月以上 9月以内
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 営業主又は代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4月以上12月以内 3月以上 9月以内 1月以上 5月以内
(4)次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外に おける新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア 営業主又は代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	4月以上12月以内 1月以上 6月以内 1月以上 3月以内

措置要件	期	間
2 契約(物品の買入れに関するものを除く。)履行上の 事故	当該認定を	した日から
(1) 新宿区発注の契約履行上の事故の場合		
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲に わたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が 大きい場合	6月以上	12月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺 の公衆が被害を受けた場合	2月以上	6月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者を出した場合 エ 事故を発生させ、従業員に負傷者を出し、当該事故が 重大であると認められる場合	2月以上 1月以上	-
オ事故を発生させた場合(軽微なものを除く。)	1月以上	3月以内
(2) 新宿区発注の契約以外の契約において東京都内で事故 を発生させ、公衆、従業員その他関係者に死者又は多数 の負傷者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、 社会的及び経済的に損失が大きい場合	1月以上	3月以内
位云の及び座海のに頂大が入さい場合		
(3)(2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1月以上	5月以内
3 契約履行成績不良等	当該認定を	した日から
(1)新宿区発注の契約において、その履行に際し必要な措置を 怠った場合又は著しく適正を欠く行為があったと認められ る場合		12月以内
(2)新宿区発注の契約において、契約履行成績が著しく不良で あると認められる場合		12月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つい行為		
(1) 談 合 有資格者である個人、有資格業者の役員又は使用人が 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴さ れた場合	逮捕又は起日から	目訴を知った
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	4月以上	24月以内 12月以内 6月以内

措置要件	期間
(2) 独占禁止法違反行為 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭 和 22 年法律第 54 号)」に違反し契約の相手方として不適 当であると認められる場合	当該認定をした日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3月以上12月以内 2月以上12月以内 1月以上 6月以内
(3) あっせん利得 「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に 関する法律(平成12年法律第130号)」に違反(契 約に関するもの)し、契約の相手方として不適当である と認められる場合	当該認定をした日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3月以上12月以内 2月以上12月以内 1月以上 6月以内
(4) 建設業法違反 「建設業法(昭和24年法律第100号)」に違反し、 国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受け た場合	営業停止処分を知った 日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	3月以上 9月以内 2月以上 6月以内 1月以上 3月以内
(5) 競売入札妨害 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は 使用人が、競売入札妨害罪の容疑により起訴された場合	起訴を知った日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	6月以上24月以内 4月以上12月以内 2月以上 6月以内
(6) その他社会的信用の失つい 前5項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことに より、社会的な信用を著しく失ついしたと認められる場	当該認定をした日から
合	1月以上 9月以内

措置要件	期間
5 入札参加における虚偽記載	当該認定をした日から
新宿区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、 競争入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の 記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる 場合	1月以上 9月以内
6 入札参加資格申請における虚偽申請	当該認定をした日から
新宿区の競争入札参加資格申請において、申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月以上12月以内
7 不誠実な行為	
(1) 落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1月以上12月以内
(2) 新宿区発注の契約において、契約約款等に定める契約 条項に反する行為を行い、契約の相手方として著しく不適 当と認められる場合	1月以上12月以内
8 その他不正な行為	当該認定をした日から
4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、 契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月以上12月以内